

令和元年8月

加入者のみなさまへ

サニーピア健康保険組合

被扶養者確認調書による被扶養者資格の再確認と提出について（お願い）

平素は、当健康保険組合の事業運営についてご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当健康保険組合では健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者資格の再確認を実施いたします。

つきましては、下記の【健康保険被扶養者確認調書の記入の方法】をお読みいただき、必要事項を記入して、事業所ご担当者宛にご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、保険料負担の軽減につながる大切な事務ですので、何卒皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

【被扶養者確認調書の記入の方法】

氏名、性別、生年月日、フリガナ、続柄、住所、電話番号など記載内容を確認し、誤りがある場合は、二重線で抹消し、その上に正しい内容を赤字で記入してください。

「税法上の扶養家族で」有・無
「年金受給者で」有・無
「同居別居の区別」同・別

【注意事項】を参考に、該当するものを
○で囲んでください。

「職業・学校・学年」、「年間収入」は、【注意事項】を参考に記入してください。

記入後、「被保険者」欄への押印と、必要な書類を添付してご提出ください。

【注意事項】

- ① 税法上の扶養親族とは、所得者（被保険者）と生計を一にする6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。
- ② 「職業・学校・学年」欄には、「パート」「主婦」「無職」「美容院経営」等を具体的に記入してください。また、学生の場合は、「○○大学○年生」「○○専門学校○年生」と学校名と学年を記入してください。
- ③ 「年金受給者で」欄は、有の場合年金のほか、雇用・労災保険等の給付金、補償金等の具体的な名称を「年間収入」欄の上半分に、その金額を下側に記入してください。
- ④ 「年間収入」の欄は、その被扶養者が将来に向かって、受けるであろうと見込まれる金額を記入してください。
- ⑤ 「同居別居の区別」欄の「別」とされている方は、「住所」欄に被扶養者の郵便番号、住所、連絡先を記入してください。
- ⑥ 平成30年から令和元年中に勤めていた方で現在退職している方は、「備考」欄に入社及び退職年月日、雇用保険加入の有無を記入してください。

裏面もご覧ください。

【提出期限】

健康保険組合への最終提出期限は、令和元年9月30日（月）です。（厳守）

【被扶養者にかかる必要な添付書類】

1. 添付書類提出が不要な方
 - ・無職無収入（下の表の収入が無い）
 - ・全日制高等学校在学中の18歳以下の子
2. 添付書類提出が必要な方
 - ・添付書類は全て（写し）の提出で可能です。
 - ・給与および年金等の複数の収入がある場合は、すべての書類の添付が必要です。
 - ・夫婦共同扶養（配偶者の方も被用者保険に加入）の場合は、被保険者及び配偶者の前年分の収入が確認できる書類が必要です。

居住の状況	収入の有無	必要な添付書類の例示
同居	収入なし	<ul style="list-style-type: none">・学生の場合は、在学証明書・学生証のいずれか
	収入あり	<ul style="list-style-type: none">●給与収入（次のいずれかの書類）<ul style="list-style-type: none">・直近3か月分の給与明細書・平成30年分の源泉徴収票※余白の記載<ul style="list-style-type: none">①交通費がある場合・・・・金額を記入②交通費がない場合・・・・「交通費なし」と記入・学生の場合は、上記の収入額がわかる書類に加えて在学証明書または学生証（<u>有効期限が確認できるもの</u>）のいずれか●事業収入、不動産収入、投資収入、雑収入等<ul style="list-style-type: none">・平成30年分確定申告書（第一表・第二表）及び收支内訳書の控え※税務署の受付印があるものを提出●年金収入（次のいずれかの書類）<ul style="list-style-type: none">・平成31年度（令和元年度）交付の振込通知書、改定通知書、年金証書●給付金<ul style="list-style-type: none">・直近の支給決定通知書等、給付金額がわかる書類
別居	収入なし	<ul style="list-style-type: none">・学生の場合、在学証明書または学生証（<u>有効期限が確認できるもの</u>）のいずれか・学生以外の場合、仕送り額が確認できるもの
	収入あり	<ul style="list-style-type: none">・学生以外の場合、仕送り額が確認できるものと、上記の「同居・収入あり」欄と同じ書類

※なお、提出いただいた書類で判定ができない場合、別の書類を求めることがあります。